

町有地先着順売払い 募集要領

問合わせ・申込先

寄居町役場財務課管財契約班

〒369-1292 大里郡寄居町大字寄居1180番地1

電話：048-581-2121（代表） 内線324

FAX：048-581-5100

E-mail：za022g@town.yorii.saitama.jp

寄居町ホームページでも情報提供を行っています。

【寄居町ホームページアドレス】 <https://www.town.yorii.saitama.jp>

購入を希望される方は、本要領をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

寄居町

目次

1 対象物件

- (1) 物件の概要等 1

2 購入申込手続き

- (1) 申込資格 1
- (2) 申込手続 2

3 売払い条件

- (1) 土地利用の条件 2

4 買受人の決定

- (1) 買受人の決定方法 3

5 契約の締結から所有権移転まで

- (1) 契約締結の期限 2
- (2) 契約保証金 2
- (3) 売買代金 2
- (4) 所有権の移転 3
- (5) 費用負担 3

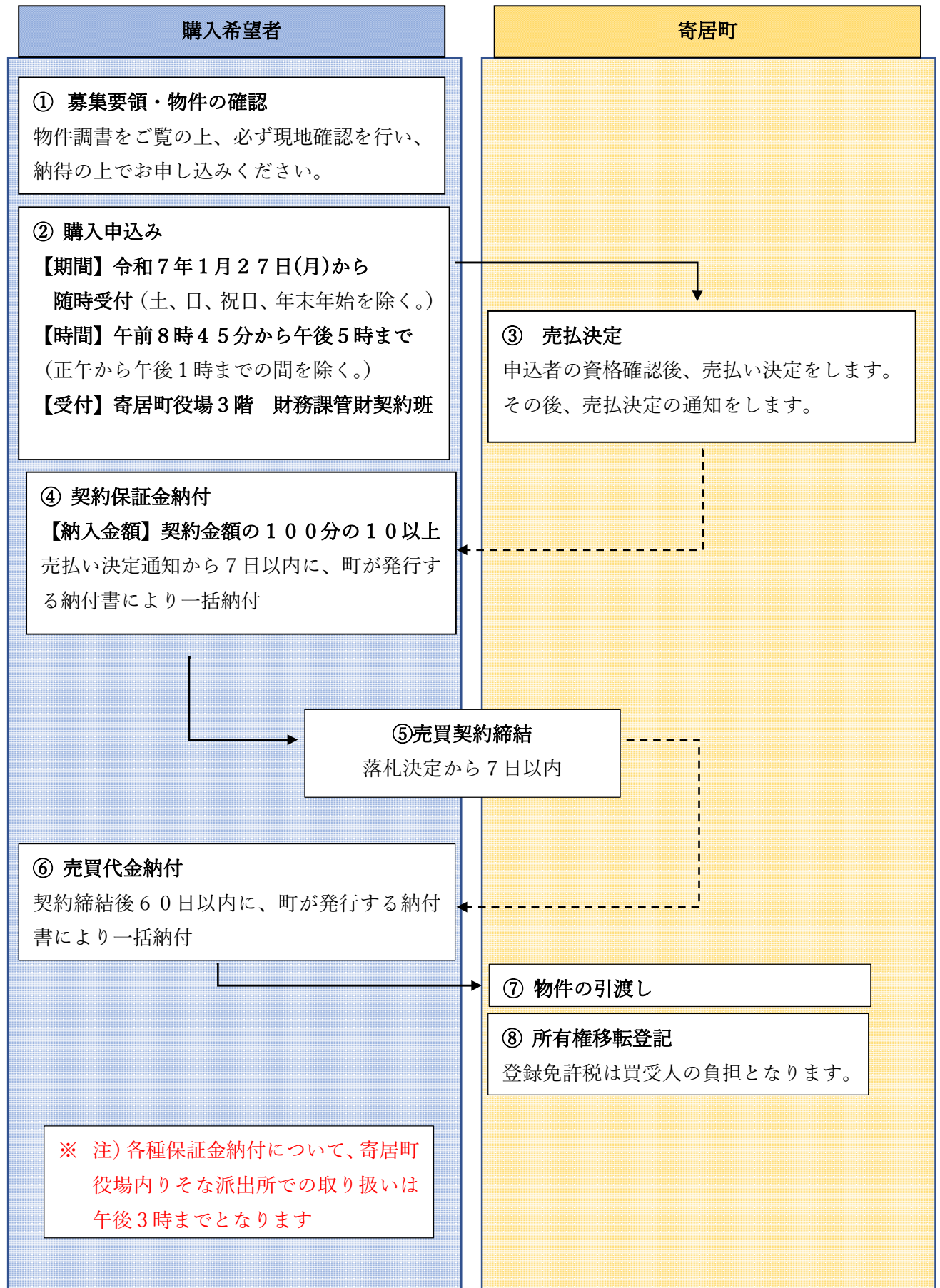
6 利用制限

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止 3

7 その他の留意事項

- (1) 売買物件について 4
- (2) その他 4

先着順による町有地売却手続きの流れ



1 対象物件

(1) 物件の概要等

区分	所 在	地 目	公簿面積(㎡)
土地①	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番35	宅地	150.12
	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番36		154.85
	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番100		20.23

区分	所 在	地 目	公簿面積(㎡)
土地②	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番28	宅地	35.45
	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番31		33.04
	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番32		173.91
	大里郡寄居町大字寄居字樋ノ下685番33		131.25

※詳細は物件調書で確認してください。

(2) 売却面積

公簿面積（実測済）での売却とします。

(3) 予定価格（最低売却価格）

土地① 10, 536, 480円（1㎡当たり単価：32, 400円）

土地② 10, 985, 310円（1㎡当たり単価：29, 400円）

(4) 地下の状況

当該物件の地下埋設物調査及び土壤汚染調査は実施していない。売買契約後に地下埋設物が発見された場合、撤去に生じる費用は原則として買受人の負担とします

(5) その他

本物件には土地の定着物を全て含むものとし、物件引渡日における現状有姿での引渡しとします。

2 購入申込手続き

(1) 申込資格

個人・法人問わずに申込ができます。

ただし申込者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

①法人の場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有していること。

②次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定された町の公有財産に関する事務に従事する寄居町職員

イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第824条の規定による解散命令を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条各号に該当する者

キ 町税の滞納がある者

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

コ 提出された書類の記載事項に虚偽がある者

サ その他、寄居町が契約の相手方として不適当と判断した者

※物件により、資格条件等が変わる場合もありますので、ホームページをご確認ください。

(2) 申込手続

事前に電話等で希望物件の受付状況を確認の上、必要書類を直接持参してください。

先着順で申込みを受け付けます。

①受付期間 令和7年1月27日(月)から随時受付

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時45分から午後5時まで)

※正午から午後1時までの間を除く

②受付場所 住所 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1 3階 財務課

担当 寄居町 財務課 管財契約班

電話 048-581-2127 (直通) F A X 048-581-5100

e-mail za022g@town.yorii.saitama.jp

③申込方法 持参によること。(郵送、電子メール、F A Xによる提出はできません。)

④必要書類※指定様式はホームページからダウンロードできます。

No.	名称	部数	備考
1	町有地売払申請書	1	様式第5号
2	誓約書	1	様式第2号
3	委任状(代理人に委任する場合)	1	様式第6号
4	印鑑登録証明書※1	1	発行日から3か月以内
5	町に滞納のないことの証明書	1	発行日から3か月以内
6	身分証明書(個人)	1	発行日から3か月以内
7	住民票の写し(個人)	1	本籍・個人番号不要 発行日から3か月以内
8	登記事項証明書(法人)	1	現在事項全部証明書 発行日から3か月以内
9	宅地建物取引業免許を有することを証する書類(写し)(法人)	1	申込時点で有効なもの

※1代理人に委任する場合には、代理人の印鑑証明書(発行日から3か月以内)をあわせて提出してください。

⑤申込に当たっての留意事項

ア 申込物件数の制限はありません。同日に複数の物件の申込みを希望される場合は、物件ごとに、町有地売払申請書等を提出してください。なお、添付書類は1物件に原本を1部添付し、他の物件は写しの添付でも可能です。

イ 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

ウ 申請者又は共有者以外の者が買受申請書等を提出する場合は、委任状を添付してください。

エ 提出書類に不備がある場合は受付できません。

オ 申請書に記載された申請者及び共有者の氏名又は名称を売買契約及び登記の名義とします。

カ 資金提供を受けて契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。

キ 現地説明は行いませんので、事前に物件調書の周辺図等により、必ず現地を確認してください。

ク 買受人の情報について公開請求があった場合には、寄居町情報公開条例(平成13年3月28日条例第2号)の規定に基づき公開されます。

ケ 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

3 売払い条件

(1) 土地利用の条件

①買受人は、売買契約締結の日から10年間は、売買物件を戸建住宅用地に供するものとし、その他の用途に供することはできないものとし、

②買受人は、住宅の販売を行う場合は、販売を開始するまでの間、売買物件の所有者を第三者に移転し、若しくは、売買物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定はできないものとし、

③上記①及び②の条件に違反した場合、町が売買物件を買戻すことができるものとし、特約の期間は、売買契約締結の日から10年間とします。

また、所有権移転登記と合わせて買戻特約登記を行います。

なお、当該特約期間の満了前であっても、土地利用条件を満たした住宅の建設が完了したことを本町が確認できた場合には、買受人の請求に基づき、買戻特約を解除し登記を抹消します。

4 買受人の決定

(1) 買受人の決定方法

- ①申込者の資格の確認は、買受申請書の受付日をもって行います。
- ②申込資格が有り、最低売却価格以上の買受金額を最初に提示した申込者を買受人とします。
- ③同一物件について、同日に複数の申込みがあった場合は、買受金額が高い者を買受人とします。
- ④同一物件について、同日に複数の申込みがあり、買受金額が同額である場合は、くじ引きにより買受人を決定します。なお、くじ引きで次点以下となった申込者は買受候補者とし、買受人として決定した者との契約が不調になった場合、順次繰り上げて買受人とします。
- ⑤買受人を決定した場合、書面によりお知らせします。

5 契約の締結から所有権移転まで

(1) 契約締結の期限

買受人は、売払決定通知日から7日以内に契約を締結するものとします。

(2) 契約保証金

買受人は、契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を町の発行する納付書により納付するものとします。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付の必要はありません。

(3) 売買代金

買受人は、売買代金を契約締結の日から60日以内に町の発行する納付書により一括納付してください。売買代金の納付期限までに完納されない場合、当町が感応することを不能と認めたときは、契約を解除し、契約保証金は本町に帰属します。

(4) 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、現状有姿で売買物件の引渡しがあったものとします。また、所有権移転登記の手続きは、町が行います。

(5) 費用負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に関する登録免許税、その他の本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

6 利用制限

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

買受人は、売買物件を次の建築等を目的として使用することはできないものとします。

また、第3者に売買物件を譲渡する場合は、これらの義務について書面により承継させなければなりません。

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条別表第2（と）項に掲げる建築物及び神社、寺院、教会その他これらに類するものの建築
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員の活動の用に供するものの建築
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業の用途に供するものの建築

7 その他の留意事項

(1) 売買物件について

- ① 売買物件の引渡しは、現状有姿で行います。買受申込者は、自身において事前調査、現地確認等を行うものとし、物件調書と現地との相違については、現況を優先するものとします。
- ② 売買物件については、土壌汚染調査を実施していません。買受後に調査が必要となった場合には、買受人の費用負担により対応するものとします。
- ③ 地下埋設物調査を実施していません。売買契約締結後に地下埋設物処分等の必要が生じた場合には、買受人の費用負担により対応するものとします。
- ④ 売買物件については、境界確認及び確定測量は実施済みですが、売買契約締結後に境界、越境物等に関する隣接土地所有者等との協議が生じた場合は、買受人において処理するものとします。
- ⑤ 造成工事等による周辺住民等との間で紛争が生じた場合は、買受人において処理するものとします。

(2) その他

- ① 買受人は、土地利用条件を満たすことを確認するための資料の提出を町が求めた場合は、これに応じなければなりません。
- ② 売買契約締結の日から10年間について、町が必要と認めるときは買受人に対し履行の状況を確認するために質問、立入検査、帳簿、書類その他の物件を調査し、報告若しくは資料の提出を求めることができ、買受人は、正当な理由なく拒むことはできないものとします。
- ③ この募集要領に定めるもののほか、先着順売払いに係る契約手続きについては寄居町契約規則（昭和47年7月1日寄居町規則第8号）の定めるところによります。
- ④ この募集は予告なく中止又は内容を変更する場合があります。
この場合は町ホームページ等でお知らせします。